

事 業 主 殿

倉庫業健康保険組合
理事長 小泉 駿一

平成30年度からの健診の取り扱いの変更について

時下 益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。日頃、組合の事業につきましては格別のご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、組合が実施しております健診・保健指導につきましては、先般の個人情報保護法の改正により、現体制での加入者への効果的・効率的な実施が困難な状況となったことから、平成30年4月からスタートする第2期データヘルス計画、第3期特定健康診査等実施計画にあわせ、健診等の取扱いを以下のとおり変更することといたしました。

つきましては、組合の取り巻く状況をご賢察いただき、事業主の皆様の一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

1 組合が実施する健診の取扱い

(1) 被保険者の皆様の健康管理をより効果的・効率的に実施するため、健保組合が提供する各種健診と労働安全衛生法に基づいた事業主健診（法定健診）は、原則、事業主と共同で実施します。

(2) 覚書の締結

平成30年度より、組合と事業主が共同して健診および事後指導を実施するために、別紙「健康診査および保健指導等の共同推進に関する覚書」を締結していただきます。

「健康診査および保健指導等の共同推進に関する覚書」に事業主の署名・捺印のうえ組合まで2部ご提出ください。

〈提出期限〉 平成30年3月14日（水）

(3) 健診結果の取扱い

健診結果の送付につきましては、一般社団法人東京都総合組合保健施設振興協会（東振協）および健保組合より送付いたします。

健診結果	健診結果の送付
被保険者	事業所経由で被保険者又は自宅あて
事業主控	東振協および健保組合より事業所
被扶養者	自宅

※平成30年度より、「精密検査該当者及び有所見者一覧表」の送付は廃止になります。

(4) 法定健診相当額の変更

各種健診の法定健診相当額を3,000円に変更いたします。

(5) 受診者一部負担金の変更

別紙2の健診一部負担金額一覧のとおり、変更いたします。

(6) 検査項目の充実

別紙3の健診検査項目比較表のとおり、胃部検査および婦人生活習慣病健診（施設）の乳房検査を追加いたします。

2 申込様式の変更

検査項目および一部負担金額の変更にともない、健診申込書の様式変更もあわせて行いますので、平成30年度受診分からは新様式にてご提出をお願いします。

ご参考のため、別紙、様式変更後の「健診申込書」をご確認ください。

3 その他

平成30年度の健診実施については、あらためてご案内いたします。

4 お問い合わせ

組合保健事業課 03（3642）8436